

平成 31 年 5 月 18 日

千葉県知事 森田 健作 殿  
千葉市長 熊谷 俊人 殿  
千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・  
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める再度の要望書

1 昨日 5 月 17 日の心愛さんの母親である栗原なぎさ被告の公判で、凄惨極まりない、拷問というしかない虐待を心愛さんが受けていたことが明らかになりました。私どもが一昨年 9 月に千葉県庁を訪れ、担当課長等に児童相談所と警察との全件の情報共有と連携しての活動を要望しましたが、千葉県・千葉市に無視されました。千葉県が私どもの要望を受け入れ、児童相談所が案件を抱え込まず警察等他機関と情報共有し連携して活動さえしていれば、心愛さんを確実に救うことができ、心愛さんがかくも残酷に虐待死させられることはありませんでした。

2 千葉県知事、千葉市長あてには、平成 31 年 1 月 30 日付で「児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書」を提出し、その後も要望を続けておりますが、千葉県、千葉市のいずれにも警察との全件情報共有と連携しての活動を受け入れていただいております。

本年 3 月 27 日に、千葉県・千葉市と千葉県警察との間で、情報共有に関する協定書が締結されましたが、同協定では、児童相談所から警察には一部の案件しか情報提供せず、相変わらず大部分の案件につき児童相談所は警察と情報共有も連携して子どもを守る活動も実施しないこととされています。

3 心愛さんを救えなかった最大の原因は、児童相談所が案件を抱え込み、警察と連携して活動しなかったことです。本事案のような危険な案件は一時保護を解除すべきでなかったことは明らかですが、それでも一時保護を解除するなら

ば、せめて警察と連携して心愛さんの家庭を頻繁に訪問し、心愛さんが虐待されていないか定期的に確認していれば、かくも残酷に心愛さんが虐待死させられることはありませんでした。また、最悪でも、心愛さんが長期欠席しているという危険な兆候を把握した際に、警察に連絡していれば、警察が直ちに家庭訪問し、衰弱していた心愛さんを緊急に救うことができました。

そのような連携した活動をしないまま、救えたはずの心愛さんを救えなかったにもかかわらず、それでもなお、警察との情報共有と連携して子どもを守る活動を拒む千葉県と千葉市の姿勢は、心愛さんを救えなかった対応を全く反省しないものと言わざるを得ません。

さらに、千葉県の児童相談所は、心愛さんが性的虐待まで受けていた疑いがあることを把握していながら、心愛さんを自宅に戻していたことも判明しました。非常に危険な家庭であることを認識しながら心愛さんを自宅に戻していたわけで、ありえないほど虐待親の言いなりになり、子どもの安全を全く顧みない体質が顕著です。平成26年11月、市原市で乳児が父親に虐待死させられた事件でも同様の対応をしており、千葉県の児童相談所は警察と情報共有も連携もせず、虐待親の言いなりに、子どもを危険な状況に放置しては虐待死させるという対応を繰り返しています。さらに平成23年には柏市、平成19年には松戸市、平成18年には市原市でも、警察等他機関と連携していれば救えたはずの子どもの命を救えない事件を引き起こしています。もっと早く改善に取り組むべきだったことは明らかですが、このような対応を長年繰り返す千葉県の児童相談所に、これでもなお警察と情報共有も連携させないままでは、いつまでも同様の事件が繰り返されるだけです。

4 千葉県はなぜこれほどまで子どもたちの命を軽視するのでしょうか。なぜ自県で起こった虐待死事件を教訓としないのでしょうか。他府県では、私どもの要望を受け、あるいは要望以前から、高知県、大分県、広島県・広島市、茨城県、愛知県、埼玉県、岐阜県、大阪府、岩手県、神奈川県、名古屋市、明石市、静岡県、静岡市、浜松市、三重県、北海道、鳥取県等では、児童相談所と警察との全件共有の上連携した活動を実施していただき、さらに近々数自治体

で実現される見込みです。最近では、心愛さん事件を教訓として、子どもを守るためベストの態勢を構築しようと警察との全件共有を実現した自治体が増えているのです。心愛さん事件を引き起こした千葉県がそれを拒むとは信じられないことです。

そこで再度、下記の事項を早急に実現していただくようお願い申し上げます。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものと判明していないものを含む)やネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

③ 市町村、学校は、所在不明の未就学児童、長期間欠席、不登校事案、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥ 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DVその他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を関係機関で共有し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には直ちに保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。（千葉県には各市町村に⑥につきご指導していただくようお願いいたします。）

⑦児童相談所と市町村、警察等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

どうか、先進的な自治体の取組もご参考にしていただき、早急に私どもの要望を受け入れていただき、虐待を受けている子どもたちが児童相談所に案件を抱え込まれたままでなく、関係機関が情報を共有し連携して守られるよう、二度と児童相談所が知りながら子どもの命が救えないということがないように、ベストを尽くして子どもをお守りくださいますようお願いいたします。

また、森田知事には、お会いして直接要望させていただくことを、前要望書提出の際にお願いしておりますが、全く応じていただいております。早急に直接要望させていただく機会をお作りいただきますようお願いいたします。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B 代表理事 後藤啓二(弁護士)

tel 03-6434-5995 fax 03-6317-5298 [kgoto@ab.auone-net.jp](mailto:kgoto@ab.auone-net.jp)